

土木工事における現場環境改善費の実施要領

1 目的

現場労働者の作業環境の改善や周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への広報活動の実施に対し経費を計上し、建設現場における環境改善を図るとともに、建設業の担い手確保等に寄与することを目的とする。

2 対象工事

宇都宮市が発注する、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、現場環境改善について、維持工事等で実施が困難な工事及び現場状況等を勘案し効果が期待できない工事は、対象外とすることができる。

※実施が困難な工事・・・・・・災害復旧工事（応急工事）、維持修繕工事 等

※効果が期待できない工事・・・・工期が1ヶ月未満などの工事 等

3 積算方法

現場環境改善に要する費用について、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容または熱中症・防寒対策を実施する場合は積上げ計上する。

(1) 率計上される費用については、原則として当初設計に計上する。

(2) 積上げ計上される費用については、変更設計により計上する。

なお、熱中症対策・防寒対策に関する費用は、率計上される現場環境改善に要する金額の100%を上限とし、現場環境改善費の率計上がない場合においても、率計上したと想定した場合の金額に対する100%を上限に適用を可能とする。

(3) 積算方法は「土木工事標準積算基準書」（共通編）の土木工事における現場環境改善費の積算（I-9-①-1）によるものとする。

※ただし、積算基準書に記載のないものは本要領による

(4) 率計上されるものは、別表の実施する内容のうち、計上費目（仮設設備関係、営繕関係、安全関係、地域連携）からそれぞれ1内容以上選択し、合計4つの内容実施することを基本とした費用である。

4 実施の確認

(1) 当初設計において率計上した内容について、受発注者の協議により実施しない場合は、変更の対象とし減工することとする。

(2) 当初設計において率計上した内容について、受発注者の協議により、実施内容・数を変更することができることとする。

(3) 実施内容・数の変更を行う場合、「物価資料」、「見積り」等を参考に実績見込みを適切に計上する。なお、その費用は現場環境改善費率により計上される額を上限とする。

実施方法

(1) 現場環境改善のうち率計上されるものの実施方法は、下記のとおりとする。

イ 発注者は、特記仕様書に「現場環境改善費を計上している」ため、受注者が別表の内容のうち、計上費目ごとに1内容ずつの4内容を選択し実施する旨を記載する。

ロ 受注者は、工事着手前に工事打合せ簿にて、実施する4つの内容の分かる資料及び別表のどの計上費目に該当するかを記載し、経費の概算額（見積書は不要）とあわせ、発注者に協議する。

ハ 発注者は、受注者から提出のあった工事打合せ簿の内容を精査し、以下をすべて満足する場合は、現場環境改善費として設計計上する内容として評価する旨回答する。

① 別表一1に示す各計上費目のうち、4内容を実施していること。

② 受注者から提出のあった現場環境改善費に関する経費の概算額の合計金額が、率計上にて算出された現場環境改善費と同程度であること。

(2) 現場環境改善のうち、積み上げ計上されるものの実施方法は下記のとおりとする。
なお、率計上された内容等を変更する場合も同様の方法とする。

イ 受注者は、工事着手前に工事打合せ簿にて、実施する内容の分かる資料及び経費の見積書とあわせて提出し、受発注者の協議により決定する

なお、見積り徴取時には、以下の点に留意すること。

① リース対応のものを使用する場合は、その賃料を計上する。

② 繰り返し利用可能なものを使用する場合には、その損料を計上する。

6 実施内容の確認

(1) 発注者は、実施状況について、適宜、確認を行うこととし、実施していれば優劣は問わないものとする。

(2) 受注者は、実施した内容を「宇都宮市建設工事写真管理基準」に基づき提出するものとする。

7 留意事項

(1) 現場環境改善費による実施項目に関する工事成績評定点の加点は行わないものとする。なお、当該実施4つの内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。

また、4内容実施しその合計金額が率計上額を超えた場合は、率計上分を上限とする。

(2) 現場事務所へ快適トイレ（「栃木県県土整備部快適トイレ設置工事実施要領 第3条快適トイレの仕様(1)(2)」を満たすもの）を設置する場合、現場環境改善費の対象とすることができる。

(3) 「熱中症対策に係る現場管理費の補正」を行う工事においては、現場管理費に係る内容については補正により計上するものとし、現場環境改善費の対象とはしない。

(4) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）や

当該工事との直接の関係がない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、評価や費用の対象としない。

(5) 概算額作成・確認にあたっては、以下に留意すること。

ア 継続的に使用できるものは、当該工事にて購入した場合も当該工事に付随する費用のみ概算額として記載すること（エアコンを購入・現場事務所へ設置した場合においても、概算額として記載するのは「設置撤去費及び当該工事期間での損耗費」のみとする。）

イ 間接工事費率、一般管理費等率計上分を含め、別に計上している内容については、現場環境改善費として費用計上の対象としない。それらに計上されている内容をグレードアップして使用する場合は、通常品としての差額については、費用計上の対象とするため、通常品との差額のみ概算額として記載すること。

(6) 災害復旧工事においては、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」のみ計上することができるものとする。

(7) 現場環境改善について、当初設計において対象外とした工事であっても、契約後受発注者協議の上、対象とすることができる。

(8) 事例は別表－２を参考とすること。別表－２に掲載がなくても現場環境改善の趣旨に沿う内容であれば評価してよい。

附 則

この要領は、令和８年１０月１０日から施行する。

[別表－１]

計上項目 実施する内容（率計上分）

現場環境改善（仮設備関係）

1. 昇降設備の充実
2. 環境対策の充実
3. I C T設備の充実
4. 作業負荷の低減

現場環境改善（営繕関係）

1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
2. 労働者宿舍の充実
3. 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室含む）
4. 衛生設備・厚生施設の充実

現場環境改善（安全関係）

1. 工事標識・照明等安全施設の充実
2. 盗難防止対策
3. 健康関連施設の充実
4. 野生動物・害虫対策

地域連携

1. 広報活動等（完成予想図，パンフレット，広報説明，P R看板等）
2. 見学会イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む）
3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む）
4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

2. 計上項目 実施する内容（積み上げ計上分）

現場環境改善（安全関係）

熱中症防寒対策 ※留意事項（3）（6）を参照のこと

[別表－２]

１．計上項目 実施する内容の事例（率計上分）

現場環境改善（仮設備関係）

- ・簡易水道施設設置
- ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置
- ・昇降用モノレールの設置
- ・斜路通行用にステップ階段を設置
- ・太陽光発電の使用
- ・LED 照明の使用
- ・騒音対策のため防音パネルを設置
- ・防音・防塵・防震施設の設置
- ・デジタルサイネージの設置
- ・資材運搬設備の設置

現場環境改善（営繕関係）

- ・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置
- ・現場事務所に温水シャワー設備を設置
- ・現場事務所へ快適トイレを設置
- ・車載式仮設トイレの配備
- ・個人ロッカー付更衣室の設置
- ・エアコン付き誘導員休憩所の設置
- ・冷暖房施設の設置
- ・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置
- ・加湿器・空気清浄機の設置

現場環境改善（安全関係）

- ・建設機械に接触警報システム（人の間知システム）を取付
- ・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置
- ・監視カメラの設置
- ・AED の設置
- ・血圧計の設置
- ・熊鈴・熊スプレーの配備
- ・ハチ対策用品の設置

地域連携

- ・完成予想図を現場に掲示
- ・工法説明図を現場に掲示
- ・工事の週間及び全体工程を現場に掲示
- ・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布

- ・イラスト付きや工事 PR 看板を設置
- ・工事パンフレットの配布
- ・工事見学会の開催
- ・職場体験会の実施
- ・地域の清掃活動に参加
- ・防犯パトロールに参加
- ・現場周辺の定期的な清掃、草刈の実施
- ・緑化プランターの設置
- ・バリケード、現場事務所にイルミネーションを設置
- ・人工芝や化粧パネルを使用した仮囲い・ガードフェンス・見学路等を設置
- ・キャラクターバリケードの設置

2. 計上項目 実施する内容（積み上げ計上分）

現場環境改善（安全関係）

- ・熱中症指数計（WBGT 測定器）の設置
- ・ミストファンの設置
- ・簡易テント及び移動式エアコンの設置
- ・大型扇風機の設置
- ・熱中症対策として、熱中飢や経口保水液を常備
（熱中症対策に係る現場管理費の補正対象工事は対象外）
- ・ジェットヒーターの設置